

様式第 1 号

審査基準整理票

処分名	一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)	(条項) 第 9 条の 5 第 1 項	
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号)	(条項) 第 9 条の 5 第 2 項に おいて準用する第 8 条の 2 第 1 項 第 7 条第 5 項第 4 号 第 4 条の 2 の 2	
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間 (他機関等への照会等 の期間を除く。)	2 1 日	法定処理期間	
【審査基準】 ・文書の名称【 】 ・掲載図書等【 】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載			
次の各号のいずれにも適合していること。			
(1) 申請者の能力がその一般廃棄物処理施設の設置に関する計画および維持管理に関する計画に従って当該一般廃棄物処理施設の設置および維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 2 の 2 に定める基準に適合するものであること。			
(2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。			
参考			
【根拠法令】			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律			
第 9 条の 5 第 1 項			
第 8 条第 1 項の許可を受けた者 (第 3 項、次条第 1 項及び第 9 条の 7 において「許可施設設置者」という。) から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。			

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条の5第2項

第8条の2第1項（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、前項の許可について準用する。

第8条の2第1項

都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係るごみ処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の設置によつて、ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。以下この項及び第十五条の二第二項において同じ。)の過度の集中により大気環境基準(ごみ処理施設又は産業廃棄物処理施設において発生する政令で定める物質による大気の汚染に係る環境上の条件についての基準であつて、政令で定めるものをいう。第十五条の二第二項において同じ。)の確保が困難となると認めるときは、前条第一項の許可をしないことができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第4条の2の2

法第8条の2第1項第3号（法第9条第2項、第9条の5第2項（法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。）及び第9条の6第2項（法第15条の4において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- 二 一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第7条第5項第4号

申請者が次のいずれにも該当しないこと。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の2第7項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208

条、第 208 条の 3、第 222 条若しくは第 247 条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正 15 年法律第 60 号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から 5 年を経過しない者

ニ 第 7 条の 4 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項若しくは第 14 条の 3 の 2 第 1 項(第 4 号に係る部分を除く。)若しくは第 2 項(これらの規定を第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合(第 7 条の 4 第 1 項第 3 号又は第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号(第 14 条の 6 において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第 8 条の 5 第 6 項及び第 14 条第 5 項第 2 号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から 5 年を経過しないものを含む。)

ホ 第 7 条の 4 若しくは第 14 条の 3 の 2 (第 14 条の 6 において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第 41 条第 2 項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第 3 項（第 14 条の 2 第 3 項及び第 14 条の 5 第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第 38 条第 5 号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から 5 年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイから

トまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの